査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十八年二月一日から次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持し日本国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的でペルー共和国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、ペルー共和国においてその任務又は用務の遂行のために必要な期間、外交又は公用査証を取得することなくペルー共和国に入国し、及び滞在することができる。

2　(1)　日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってペルー共和国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくペルー共和国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってペルー共和国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、ペルー共和国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するペルー共和国の法令に服することを免除するものではない。

4　ペルー共和国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　ペルー共和国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくペルー共和国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　ペルー共和国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による通告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

ペルー共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在ペルー共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十七年十一月三十日にリマで同大使館の二千十六年三月三十日付けの口上書J．B．A21／2016の次の項は、二千十八年一月一日に、次のとおり修正される。

1(ii)　入国の日から十二箇月を超えない期間日本国において主として休暇を過ごす意図を有すること。

4　日本国政府は、1にいう査証を有するオーストリア国民に対し、入国の日から最長十二箇月の期間日本に滞在する許可を与える。オーストリア国民は、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

在オーストリア共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて連邦ヨーロッパ・統合・外務省に向かって敬意を表する。

二千十七年十二月十五日にウィーンで

○外務省告示第十七号

平成三十年一月十一日にキンシャサで、コンゴ民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　軽部洋在コンゴ民主共和国大使

世界食糧計画側　クロード・ジビダール在コンゴ民主共和国事務所代表

平成三十年一月二十三日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第十八号

平成三十年一月十一日にヌアクショットで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億八千万円

3　署名者

日　本　側　清水久継在モーリタニア大使

モーリタニア側　エル・モクタール・ジャイ経済・財務大臣

平成三十年一月二十三日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第十六号

平成二十九年十二月五日及び十五日にウィーンで、平成二十八年三月三十日に日本国政府とオーストリア共和国政府との間で交換されたワーキング・ホリデー制度に関する口上書にいう措置に関し、同措置の一部修正に関する次の口上書の交換がオーストリア共和国政府との間で行われた。同口上書にいう措置は、平成三十年一月一日から実施された。

平成三十年一月二十三日

外務大臣　河野　太郎

（オーストリア共和国連邦ヨーロッパ・統合・外務省から在オーストリア共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No．G Z．B M E I A－J P．4．30．10／0005－IV．3／2017

口上書

連邦ヨーロッパ・統合・外務省は、在オーストリア共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、オーストリア共和国と日本国との間のワーキング・ホリデー制度に関する同大使館の二千十七年十二月一日付け口上書J．B．A．75／2017に関し、次のことを同大使館に通報する光栄を有する。

オーストリア側において、現行のワーキング・ホリデー制度を六箇月から十二箇月に延長するための法的根拠が定められた。したがって、同省の二千十六年三月三十日付け口上書No．B M E I A－J P．4．30．10／0012－IV．3／2016の1(ii)及び4に関し、同制度への参加者の滞在期間は、二千十八年一月一日に、六箇月から十二箇月に変更される。

連邦ヨーロッパ・統合・外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在オーストリア共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十七年十二月五日にウィーンで

（在オーストリア共和国日本国大使館からオーストリア共和国連邦ヨーロッパ・統合・外務省宛ての口上書）

（訳文）

No．J．B．A．82／2017

口上書

在オーストリア共和国日本国大使館は、オーストリア共和国連邦ヨーロッパ・統合・外務省に敬意を表するとともに、日本国とオーストリア共和国との間のワーキング・ホリデー制度に関する同省の二千十七年十二月五日付け口上書G Z．B M E I A－J P．4．30．10／0005－IV．3／2017に関し、次のことを同省に通報する光栄を有する。

○農林水産省告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　富山県富山市山田鍋谷字北平三一の九・三二の二から三二の五まで・三二の七から三二の九まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、三二の六、三二の一〇、三三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県八女市立花町田形字佛迫三九七の七（次の図に示す部分に限る。）、三九六の一、三九八、三九九、四〇〇の一から四〇〇の五まで、四〇一、四〇二の一から四〇二の三まで、四〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字佛迫三九九・四〇〇の一・四〇二の一から四〇二の三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三九六の一、三九七の七、三九八、四〇〇の二から四〇〇の五まで、四〇一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。